

EHIME TRADE & TREND

●エヒメフォーカス

東アジアへ愛媛の產品を！

愛媛エフ・エー・ゼット株式会社 代表取締役社長 森本 慎氏

●ニューストピックス

タイのクーデターとその後の状況について

ジェトロ・バンコク事務所

チーフオフィサー 堀家 隆造 氏（伊予銀行より出向）

●会員紹介

株式会社近鉄エクスプレス四国

●海外ビジネス

最新のシンガポールの現状と愛媛との関係

伊予銀行 シンガポール駐在員事務所

所長 中村 友則 氏

●貿易投資 Q&A

ハラール証明の取得手続き

●『産貿協』からのお知らせ

第24回通常総会と講演会の開催報告

エビメフォーカス

東アジアへ愛媛の產品を！



愛媛エフ・エー・ゼット株式会社
代表取締役社長 森本 慎

弊社は、平成5年4月に、愛媛県の第三セクターとして設立され、「アイテムえひめ（愛媛国際貿易センター）」と「アイロット（愛媛国際物流ターミナル）」の2つの部門を有しています。「アイテムえひめ」では、中四国最大級の展示場を備え、国際見本市をはじめとした多種多様なイベントが開催されてきました。「アイロット」では、国際物流ターミナルとして、上屋棟、倉庫棟、冷凍冷蔵庫棟において、輸出入貨物の積み下ろし、通関、保管等の業務が行われています。

弊社が愛媛シンガポール協会の事務局を務めていることもあり、平成22年度から、愛媛県よりシンガポール向けの地域商社としての指定を受け、同国向けの県産品輸出拡大に取り組んでおります。

シンガポールは、マレー半島の先にある面積716km²の小さな国ですが、昭和40年の建国以来、明確な「国家ビジョン」のもとで、いまや一人当たりGDPは5万ドルを超え、日本を上回るまでの経済発展を遂げております。経済だけではなく、国土自体も埋め立てにより拡大を続けており、建国時点では、581km²でしたが、現在では、716km²と東京23区の621km²を超える広さとなっています。旅行パンフレットには「淡路島（592km²）と同じ大きさ」と紹介されていますが、「東京23区よりも広い」とでも書き換える必要があります。20%以上も国土が拡大している国は世界的にも珍しいのではないでしょうか。

地域商社としての活動を開始して、4年を経過しましたが、いろいろな課題も見えてきています。愛媛県産品は、品質に対する評価は高いものの、輸送コストを加味すると、価格面でのハードルが非常に高くなっているのが現状です。よく、プロダクト・アウト（商品の企画開発において、作り手の論理を優先させる方法）と、マーケット・イン（同じ状況で消費者のニーズを重視する方法）ということが言われますが、愛媛県産品の輸出にも、マーケット・インの考え方をより強く持たなければならないと感じています。つまり、愛媛県産品の良さを伝える努力は当然ですが、シンガポールでの市場に受け入れられる価格から逆算して生産の仕組みを組み立てていくことも、今後一層の拡大を図っていくためには必要なプロセスではないでしょうか。

おりしも、農林水産省は、2020年までには、農林水産物の輸出額1兆円を達成するという目標を掲げ、種々の施策が実行に移されています。このタイミングをとらえ、愛媛県産業貿易振興協会の会員の皆様のご協力を得ながら有望商品を開拓し、シンガポールのみならずマレーシアへも、県産品輸出を拡大できるよう取り組んで参りたいと思います。

タイのクーデターとその後の状況について

ジェトロ・バンコク事務所
チーフオフィサー 堀家 隆造 氏
(伊予銀行より出向)



～はじめに～

前回（2014年新春号VOL.23）寄稿させていただきました『タイへの進出を検討されるにあたって』でも少し触れましたが、タイ・バンコクでは昨年11月より大規模な反政府デモが発生しました。政治的な混乱状態に陥り、ついには今年5月に「混乱の収拾と政治的な対立を解消する」ためプラユット陸軍司令官を中心とした国家平和秩序評議会（NCPO）によるクーデター宣言にまで繋がりました。一連の騒動は日本の各マスメディアでも大きく取り上げられ、ご存じの方も多いかと思われます。今回は私自身が駐在している中での体験を中心に「タイの現状」をお伝えしたいと思います。タイでのビジネスを検討されている愛媛県内の企業様の一助になれば幸いでございます。

クーデターまでの経緯

与党・タイ貢献党により昨年の10月30日に恩赦法案がタクシン元首相を対象に含めるものに修正されました。11月1日には修正恩赦法が与党多数の下院を通過したことによりバンコク市内で反対デモが発生、それを皮切りに11月～12月には20万人規模のバンコク市民による大規模反政府集会が何度も発生、ついには今年

1月13日に反政府側のステープ元副首相が「バンコク・シャットダウン」を開始しバンコク中心部の交差点が複数封鎖される事態となりました。ただし封鎖地点では毎晩ミュージシャンがライブを行う等、いわば「お祭り」の要素もあったことを書き加えておきます。一連の騒動の結果、消費マインドが落ち込み、タイ国家経済社会開発庁（NESDB）が今年5月時点で発表した今年のGDP成長率予測は1.5～2.5%と2月時点の予測（3.0～4.0%）から大きく後退しました。

クーデター当日の様子

政治の混乱が収まらないまま数カ月が経過し、ついには5月22日にクーデターが発生する事態に発展。当日の夕方、タイ人スタッフから「クーデターが起きた」との一報を受け、テレビを急いでつけると画面は静止画でタイの軍歌が流れています。他のチャンネルに変えて同じく静止画に軍歌が流れています。時折画面が切り替わり、軍人が布告を一方的に行い、また画面が静止画に変わるの繰り返し。「まさか本当にクーデターが起きるとは」、それがその時私が思ったことです。当時を思い返しますと、恥ずかしながら「これはえらいことになった」と動揺を隠せませんでした。



デモ会場に現れたピエロ



静止画が流れるテレビ画面
(タイ文字で国家平和秩序評議会(NCPO)と書かれている)

そんな私の姿を見て、タイ人スタッフが冷静に言った一言を今でも覚えています。「(クーデターは) タイではよくあることよ」。周りのタイ人の様子を見ていると、誰も特に慌てていません。当日は夜間の外出禁止令が布告されたためタイ人達は早く帰りましたが、その退勤の光景は日常とまったく変わりありませんでした。



いつもより早く閉まったスーパーマーケット

クーデター後のタイ庶民の生活

7月4日現在、クーデターから現時点で約1カ月経ちましたがタイ庶民の生活が大きく悪化したかというとそんなことはありません。むしろ政治の混乱に一旦終止符が打たれ、デモ隊も解散し銃撃もなくなったことで治安が回復し、タイ人からはむしろ歓迎の声が多いように見受けられます。6月22日に世論調査センター『ドゥシットポール』が発表したタイ国民からの軍への評価は約90%が「非常に満足」または「比較的満足」となりました。海外から見ますと今回のクーデターは「民主主義の否定」と捉えがちですが、タイ人たちは決してそのように受け取っておらず、政治の混乱を軍が終わらせて一步前進したと思っている方々が多いように思われます。尚、タイの地場経済は回復基調にあり、タイ工業連盟は6月18日に発表した5月の産業景況観指数は7カ月振りに上昇しました。

日系企業・日本人駐在員の様子

ヒアリングをする限りにおいては、タイの日系企業や日本人駐在員も冷静な反応を見せております。大規模デモ発生以降の7カ月間で、すでに経済面への悪影響が顕在化していた中、今回の事態は「さらなる悪影響をもたらすものではない」と感じられているようです。クーデターから数日は事務所を閉鎖した企業も見受けられましたが、現在は通常通り営業しております

す。外出禁止令のため当日夜間操業を停止した工場もありましたが、数日の内に通常通りの夜間操業に戻りました。また、昨年10月以降滞っていたタイ投資委員会(BOI)による大型案件の事業認可も6月18日のBOI会合において18件の大型プロジェクト(総額1,200億バーツ)が認可されました。BOIは滞っていたその他の案件(約400件)も迅速に処理する考えを示しており、これにより減速していた海外からの投資(BOI認可金額ベースで2014年1~5月は30,222百万バーツ。前年同期比で▲87.5%となった)も復活することが期待されています。



平穏を取り戻したラチャプラソン交差点

～おわりに～

ここまで個人的な体験を中心に「タイの現状」についてお伝えいたしました。最後にお伝えしたいのは、これまでタイではクーデターが何度も起こってきましたが、多数の日本企業がそのリスクを認知しつつもそれを上回るメリットがあるため進出を果たしてきたという事実です(タイ商務省データの登記ベースでは、2013年8月時点で7,739社の日系企業が進出済)。昨年の外国資本によるタイへの直接投資において、日本からの投資は6割を超えております(BOI認可ベース)。タイが日本にとってかけがえのないビジネスパートナーであることは、今後も変わりはないと言えます。もちろん状況が流動的であることに変わりは無く、来タイされる場合はわが国外務省の渡航情報等をチェックの上でご来訪されることをお勧めいたします。また、ジェトロでは「タイ政治情勢に関する情報」をホームページ上で特集しております(<http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/demo/>)。これらの情報がタイに進出されることを検討されている方々のご一助になれば幸いでございます。

会員紹介

株式会社近鉄エクスプレス四国



瀧谷 宏治
代表取締役社長

本 社：愛媛県松山市南吉田町2731番地
松山空港貨物ビル内2階
電 話 番 号：089-968-9181
E - m a i l : e510.shikoku@kwe.com
設 立：2006年1月
事 業 内 容：近鉄エクスプレスグループの国内・国際輸送（航空輸送・海上輸送）・ロジスティクス関連サービスの販売
代 表 者：代表取締役社長 瀧谷 宏治
資 本 金：5,000万円

日本における輸出入貨物の輸送に加えて、三国間輸送、海外倉庫案件、進出先国内配送案件などの様々なお客様のニーズに対して、営業とカスタマーサービススタッフが小回りの利いた動きでお応えさせていただいております。設立9年目を迎えた四国4県の稼動社数が100社を数えるまでになっていきます。

1. 経営理念：

ロジスティクスを通して新たな価値と最良の環境を創造し、四国4県のお客様と共にグローバル社会の発展に貢献する。

2. 近鉄エクスプレスグループの紹介：

近鉄エクスプレスのグローバルネットワークは、海外：34カ国・219都市で、70法人390拠点を展開しておりますが、ここは海外進出が活発なアジア諸国法人を中心にして紹介させていただきます。

【台 湾】

桃園新倉庫が今年7月より稼動。
延床面積39,000m²の台湾内国際物流業者としては最大規模の倉庫を開設しました。

当倉庫は、自由貿易港区内に位置することから保税での在庫・流通加工や非居住者在庫サービスの提供が可能です。グローバルで事業を展開するお客様にアジアにおけるハブ拠点としてご利用頂いております。



台灣桃園新倉庫

【シンガポール】

新倉庫が今年1月より稼動。

新倉庫は4階建て、倉庫面積65,800m²とシンガポールでも最大級規模です。各階ともに24基の積み下ろしドックや約7,500m²の空調スペースを設けており、国内貨物・保税貨物の保管、流通加工サービスの提供を充実させております。



シンガポール新倉庫

【中 国】

中国全土をカバーするネットワーク拠点数は、17法人・47都市・137拠点・57倉庫・倉庫総面積582,919m²。

特に、上海外高橋地区にはエリア最大級である72,500m²の倉庫を保有。あらゆる物流サービスを提供できる体制を整えています。

国内配送は、西はウルムチ、北は内モンゴルやハルビンまで網羅しており、中国国内物流のみでも対応しております。GPS搭載車は100台を超えており、ワンストップサービスの拡充に努めています。



上海外高橋地区新倉庫

【インドシナ 新興3国】

カンボジア（プノンペン）、ミャンマー（ヤンゴン）、ラオス（サワナケート）にそれぞれ代表事務所を開設し、拠点ごとのサービス拡充に努めているところです。

【タイランド】

ナワナコン、バンブー、イースタンシーボード他ロジスティクス倉庫5拠点に、あらたにプラチナブリ・ロジャナ倉庫を新設（2015年）。

ナワナコン倉庫（36,000m²）は、24時間オペレーションを実現しており、他倉庫でも輸出入クロスドックサービスなどを提供しています。

【インドネシア】

マルンダ新倉庫（10,000平米）を開設し、ジャカルタは倉庫4拠点体制に。ジャカルタ・スマラン・スラバヤ3営業支店でジャワ島全域をカバーしています。

【フィリピン】

マニラ、サンペドロ、クラーク、ラグナ4倉庫で、合計18,400m²の展開になっており、営業7拠点と併せて、フィリピン日系企業進出エリアのほとんどをカバー。経済特区PEZAにロジスティクス子会社を設立して非居住者在庫サービスを提供しています。

【インド】

KWEインド法人に加えて、インド最大の国内配送ネットワークを有するGATI-KINTETSU EXPRESS PRIVATE LIMITED. を設立。インド全土の99%をカバーする配送網と、4,050台のトラック運行により高品質な物流サービスを提供しています。

貨物配達完了報告をメール配信、ネット検索可能にしております。

倉庫は、チェンナイ、ノイダ、ムンバイ主要3倉庫だけで、34,000平米を有しております、全土90カ所のネットワークで3PLサービスの提供が可能です。

また、傘下のGATI IMPORT-EXPORT TRADING LTD. 社を利用しての代行輸入サービス*を開始しています。

法人設立準備中の、インドへの輸出や、展示会に出展し、ラウンド輸送をする際など最適サービスです。

*本サービス可能主要都市：デリー、ムンバイ（ブネ）、ハイデラバード、チェンナイ、バンガロール、コルカタ等。

【その他東アジア・東南アジア】

・韓国法人、マレーシア法人：

いずれも非居住者在庫サービスを提供中。

・ベトナム法人：

ドンナイ倉庫（18,000m²）バクニン倉庫（4,500m²）など倉庫4拠点、営業6拠点を展開して、クロスボーダーサービスを強化中です。

【中近東】

・ドバイ法人：

2017年には、滑走路5本を備えた世界最大の空港になるドバイ新空港敷地内に日系企業で唯一出店し、ミドルイースト倉庫では非居住者在庫サービスを開始しております。

・サウジアラビア法人：

リヤド、ジェダ、ダンマンの主要都市にオペレーションネットワークを展開しています。

【南アフリカ】

すでに自社完全オペレーションを実現して、アフリカ南部エリア向けクロスボーダーサービスを展開中です。

航空機部品、自動車部品を始めとした3PLサービスを提供中です。

【ブラジル】

出荷重量の誤差や、分割到着がトラブルに発展するブラジルで、出荷前確認を弊社ブラジル法人とのコミュニケーションにより、確実な輸送環境を提供いたします。

【メキシコ】

メキシコ法人は、ティファナ、モントレー、グアダラハラ、イラプアト、メキシコシティ、テキサス州ラредにセキュリティシステム完備のロジスティクス会社への業務委託で、IMMEXライセンスを活用したVMIオペレーション、JIT対応サービスを実現しています。

【欧米法人】

すでに、それぞれの法人が完全に現地化し、TAPA認証や、GDP認証を相次いで取得中で、物流関連サービスの品質を更に引き上げていくことに各法人が取り組んでおります。

海外ビジネス

最新のシンガポールの現状と 愛媛との関係

伊予銀行 シンガポール
駐在員事務所
所長 中村 友則 氏



1. はじめに

2012年4月に伊予銀行シンガポール事務所が開設されてから、早いもので2年以上が経過しました。その間、当事務所は2013年4月に愛媛県職員を受け入れて2名体制^(※1)になったり、2014年2月に所長が交代したり、地場銀行のUOB銀行と提携したりと色々な変化がありましたが、ASEAN地域を取り巻く環境はそれにも増して変化し続けています。

中国における生産コスト上昇や尖閣諸島日本国有化により過熱した反日感情の高まり等をうけ、日系企業のASEAN諸国への関心が高まり、大手企業に限らず中小企業のASEAN進出が加速しています。シンガポールには、既に700社以上^(※2)の日系企業が進出していますが、政情や治安の安定性、税制上のメリット、立地優位性等の様々な理由からアジア統括会社の設立先としても注目度が高く、進出企業数は今後も増加していくと見込まれています。

今回は、変化し続けるシンガポールの現状と愛媛県企業のシンガポール進出の可能性について、私が普段感じていることを紹介したいと思います。

2. シンガポールの特長

－資源のない国シンガポール 生き残りをかけ世界のハブへ－

1965年にマレーシア連邦から追い出されるような形で独立したシンガポールは、東京23区を一回り大きくなった程度の面積しかありません。国内で消費する90%以上の食糧、多くの水を輸入に頼っており「シンガポールには人間以外に資源がない」と言われています。



そんなシンガポールが生き残りをかけ目を付けたのが、立地でした。東アジアと西アジア・中東の中継地として世界のハブを目指し、港湾や空港の整備、外国企業を誘致するための税制インフラ整備を行ってきた結果、世界中の国からヒト・モノ・カネが集まりASEAN随一の富裕国となりました。



※1 ローカルスタッフを除く。

※2 シンガポール商工会議所登録ベース、実際は2,000社以上進出しているとの意見もある。

〈シンガポール共和国概要〉

※IMF、世界銀行等のデータを基に作成

元 首	トニー・タン大統領（2011年9月就任）
議 会	一院制 87名
面 積	約712.4km ² （東京23区よりやや大きい）
人 口	540万人
民 族	中華系74%、マレー系13%、インド系9%（国民、SPR約384万人）様々な民族、宗教が集積
宗 教	仏教、ヒンドゥー教、キリスト教
1人当たりGDP（名目2012年）	52,051ドル
インフレ率（2012年）	4.6%
失 業 率（2012年）	1.95%
そ の 他	赤道から約137kmに位置するシンガポール本島と、約60の島で構成

3. 多民族・他宗教国家でテストマーケティングを

シンガポールの人口は約540万人ほどですが、中華系、マレー系、インド系など様々な民族で構成され、宗教も多様です。また、シンガポールに観光やビジネスで訪れる人数^(※3)は日本のそれを上回りますので、テストマーケティングにはもってこいの場所といえます。例えば、シンガポールで開催されるBtoCの商談会や展示会に出展して、消費者の生の反応を見てイスラム圏のマレーシアやインドネシアでの富裕層向けの販売戦略を考える、ということもできるのです。現に、シンガポールをASEAN市場へのゲートウェイとしての商談場所と位置づける国や企業は多く、国際コンベンションや商談会の開催が多い国の一つとなっています。愛媛県に関連する話では、伊勢丹シンガポールで開催される四国フェアには毎回多数の企業が参加されていますし、今年3月にマリーナベイサンズで開催されたインテリア展示会には四国タオル工業組合が展出されました。シンガポールではほかにもアジア最大級の食品総合展示会「フード&ホテルアジア2014（FHA）^(※4)」など大規模な商談会や展示会が多数開催

されていますので、是非たくさんの愛媛県企業に実際にシンガポールまで来て頂き、この国の勢いを肌で感じて欲しいと思います。



四国タオル工業組合のメゾンエオブジェへの出展



食品総合展示会フード&ホテルアジア2014（FHA）

4. シンガポールを基点にASEAN、アジアへうって出る

シンガポールの空港「チャンギ空港」は約60カ国・約200都市と繋がり、24時間稼動で週6,000便以上の運航を行っており、世界一の国際空港といわれています。多くの格安航空（LCC）がシンガポールを拠点に運航しており、バス感覚で（往復1万円程度）で近隣諸国への飛行機移動が可能です。シンガポールからは、飛行機で3.5時間圏内にほとんどのASEAN諸国（※5）の首都へのアクセスが可能で、6時間以内のフライトでほとんどのアジア各国の首都へのアクセスが可能です。なんと、この移動時間6時間圏内に約30億人の市場^(※5)が広がっており、しかもその市場は拡大し続け

※3 2012年外国人入国者数：日本約1,000万人に対し、シンガポール1,440万人。

※4 2014年は65カ国・地域から3,213社が出展し、来場者は約6万5,000人でした。

※5 ASEAN 6億人、インド11億人、中国13億人で計算。

ています。忘れてはならないのが、それらの国のうち平均年齢が労働意欲・消費意欲が旺盛な20代前半のところがほとんどだということです。海の港も24時間稼動で、200以上の船舶会社を通じ、120カ国600港と接続していますので、シンガポール国内でアジアビジネスのマーケティングを行ったあとは、シンガポールを基点にしてASEAN、アジア全域への海外展開を考えてみてはいかがでしょうか。

シンガポールの法人税はもともと17%と安いですが、様々な優遇税制を利用すれば実効税率を10%程度まで下げることができますので、例えば、ネットゲームなどのソフトウェア企業や映画などのコンテンツ企業の中にはシンガポールにグループの収益を集めるためにアジア統括会社を設立する企業もあるようです。これを参考にして、愛媛県の飲食店を経営する企業がシンガポールやASEAN諸国にFC展開をし、そのロイヤリティー収入をシンガポールに拠点を置くアジア統括会社に集める仕組みを作るのもおもしろいと思います。シンガポールには既に日本食レストランが900店舗以上あると言われ、すでに日本の食文化はシンガポールに根付いているといえます。



香川県から進出したうどん店

香川県のうどん屋が3店舗出店して日本人だけでなくローカルの固定客をしっかりとつかまえていますし、最近オープンしたおにぎり専門店もとても繁盛していますので愛媛の食品関連企業にもどんどん挑戦して欲しいと思います。



人気のおにぎり専門店

5. シンガポールに進出する前に

世界中からヒト・モノ・カネが集まる魅力的な国シンガポール。その一方で「外国人労働者の受け入れが自国民の労働の機会を奪い格差が広がっている」、「不動産価格の高騰を招いている」等の不満の声もあがっていることに対応するため、シンガポール政府は部分的に外国人労働者の受け入れを抑制したり、SPR（シンガポール永住権取得者）による土地付不動産の取得を制限したりと外国人や外国企業にとって不利な政策を取るようになっています。また、労働集約型の産業を国外へ締め出し、IT、金融、精密機械、医療、バイオ等の高付加価値産業を誘致する方針をとっていますので、実際にシンガポールへ進出する際には注意が必要です。シンガポールの良いところばかりを見て事業計画を立て、初めからオフィスを借りたり、たくさんの従業員を雇用するのは賛成できません。シンガポールに実際に来て市場性が確認できた後は、上がり続ける家賃や人件費などの固定費とのバランス、シンガポール政府の政策と自社のビジネスモデルとの相性などを十分吟味して下さい。当地には、日本人が経営するレンタルオフィスもありますので、数ヵ月はそこで実際に事業を行ってみて、事業が軌道に乗ってからオフィスの契約や従業員の増員を行うのも一つの方法だと思います。

6. シンガポール経済圏としてのマレーシア

シンガポール人はその74%が中華系ですので、価格面には非常にシビアです。一部の富裕層を除き、いくら良いものでも、自分の持つ価値観と商品の値段とのバランスがとれていないものは売れません。ついつい最高品質のもので勝負しがちな日系企業にとってはそこが難しいところかもしれません。他方、マレーシアはシンガポールに比べると日本の商品であれば高くても受け入れられる傾向にあるようです。以前マレーシアで開催された愛媛県主催の愛媛フェアでは、愛媛県の最高級みかん「紅まどんな」が日本の何倍もの値段で飛ぶように売れたと聞きます。特に旧正月の時期の贈答用商品は高ければ高いほど売れるといったケースもあるそうなので、「本当に良いものをその良さを分かってもらえる人に買ってほしい」という企業はマレーシア市場を攻めてみると面白いかもしれません。ちなみにマレーシア商社の中にはシンガポール商社経由で商品を買い付けているところも多いと聞きますので、シンガポールの商談会や展示会に参加した機会にそのような商社とコネクションを作りマレーシア市場への展開を探るのも良いと思います。

マレーシアではイスカンダル計画という3兆円規模の投資開発がシンガポール政府とマレーシア政府とが一体になって進められています。シンガポール単体では土地や労働力に限りがあるので、隣国マレーシアのこの開発は受け皿として注目を集めています。シンガポールからイスカンダル計画の中心エリアまで、現在でも車で1時間程度で移動可能で、今後シンガポールからのフェリー就航やシンガポールMRTがジョホールバルセントラルまで延伸する計画（2018年予定）、KL→シンガポール間の高速鉄道開通計画（2020年予定）などにより、今後ますますシンガポールへのアクセスの利便性向上が見込まれています。

7. 最後に

冒頭にも書きましたが、弊行は2012年4月にシンガポールに事務所を開設しました。その後2012年に常陽

銀行が、2013年に百十四銀行と広島銀行が相次ぎ事務所を開設し、シンガポールに駐在員事務所を置く地方銀行は12行になりました。最近では、地銀ではありませんがあおぞら銀行が2014年5月に事務所を開設しましたし、十六銀行が事務所開設を検討しているという報道もありました。これだけ銀行がシンガポールへ相次いで進出してくるという背景には、シンガポールやASEANへの進出を検討し情報を欲している企業が規模に関わらず増えていることがあるのだと思います。

2012年以降だけでもたくさんの愛媛県企業がシンガポールでの商談会へ参加したり、シンガポールへ視察に来られたのを見聞きしていますが、最近は商談会も視察団派遣も一巡した感があり、「とにかく現地に行って市場の雰囲気を肌で感じてこよう」という第一ステップから、「実際にバイヤーと実のある商談をして、継続的な商売につなげる」という第二ステップに入った企業が増えてきていると思います。



2014年5月開催の四国フェア

伊予銀行シンガポール駐在員事務所では、伊予銀行の行員と愛媛県の職員が連携し、「地元愛媛県の発展のために」をモットーに、第一ステップ、第二ステップ、また、その先のステップへ進んだ企業のお悩みに対し適切なソリューションを提供できるノウハウとネットワークを蓄積すべく日々精進しておりますので、シンガポールやASEAN進出をご検討される際には是非お声かけ下さいますようお願いします。

貿易投資

ハラール証明の取得手続き

Q. イスラム諸国に食品を輸出する際に「ハラール証明」が必要と聞きました。ハラール証明とは何ですか。

A. I. ハラール（HALAL）とは、「合法的なもの」や「許されたもの」を意味するアラビア語で、立法者であるアッラーが人類に示した規範「シャリーア（イスラム法）」に則った合法なものをいいます。ハラールは食品にも適用され、イスラム法上合法な食品をハラール食品といいます。ハラール証明書とは、イスラム法上合法であることを表す認定証のことです。

イスラム教では豚を食用にすることを禁じているため、イスラム信徒は豚肉・豚脂などの豚由来成分、ゼラチン（豚由来やイスラム法に則ってと畜されていない食肉動物由来）、アルコール飲料やそれを使った保存料、調味用みりん、料理酒などを含んだものを食べません。そこで、「イスラム法の定める適正な方法で処理、加工された食品である」と証明された製品にはハラール（HALAL）認証が表示されています。

ハラール認証は原材料、製造工程、製品品質などを審査し、イスラム法上適合製品であることが承認された製品のみに表示することができます。イスラム諸国へ輸出する「ハラール商品」の「ハラール性」を確保するためには、製品自体のみならず、輸送、原材料保管、運搬、製造工程、包装、製品保管、流通などすべてにわたり「ハラール性」が保たれていることが要求される国もあります。他方、イスラム国であっても、輸入制度上、ハラール処理が必須であるものは、多くの国では肉類・低次肉加工品、動物性油脂などに限られています。国によって詳細が異なりますので、輸入制度の確認が必要です。ムスリム向けにハラール認証取得を示すハラールマークを商品に表示して販売する場合には、当該国の認証機関・団体またはその公認を受けた国内の認証団体で認証を取得する必要があります。また、湾岸協力会議（GCC）加盟国においては、輸入制度にハラール性の確認が内包されているため、認証取得を示すハラールマークを付与しなくとも特定の販売場所を除き、国内流通しているものは原則ハラール製品となっています。

II. 日本国内におけるハラール証明書取得手続き

輸入国の認証機関が日本の認証団体を指定している場合は、その認証団体が発行するハラール証明書を取得します。

ハラール証明取得手続きの概要は以下ですが、詳しくは各認証団体に確認ください。



1. ハラール認証の書類提出
2. 書類審査
3. 工場および製品の監査
4. 審議
5. 認証取得

III. 輸入国別の指定団体

輸入国の認証機関が日本の認定団体を指定している場合は、そこで取得したハラール認証を商品に表示します。マレーシア、インドネシア、シンガポール、UAEは2014年3月時点で以下のとおり指定されています。

また、UAE向けに輸出する肉・肉加工品のハラール証明発行機関は、同時点で日本国内では2機関が指定されているほか、新規には輸出国の認証団体がオンラインで連邦環境水資源省（MOEW）に直接申請する可能となりました。

〈マレーシア〉

- ・マレーシア連邦政府イスラーム開発局
(Jabatan Kemajuan Islam Malaysia : JAKIM)
- ・マレーシア 輸入国ハラール認証機関 2013年7月
- ・宗教法人日本ムスリム協会
(Japan Muslim Association : JMA)
- ・NPO法人日本ハラール協会

〈インドネシア〉

- ・インドネシア・ウラマ評議会 食品・薬品・化粧品審査会 (LPPOM-MUI)
- ・宗教法人日本ムスリム協会
(Japan Muslim Association : JMA)
- ・九州イスラミックカルチャーセンター
(福岡マスジド) (と畜のみ)

〈シンガポール〉

- ・シンガポールイスラム評議会
(The Majlis Ugama Islam Singapura : MUIS)
- ・宗教法人日本ムスリム協会
(Japan Muslim Association : JMA)
- ・NPO法人日本ハラール協会
- ・NPO法人日本アジアハラール協会

〈アラブ首長国連邦 UAE〉

- ・連邦基準化計測庁 (Emirates Authority of Standardization and Metrology : ESMA)
 - ・農林水産省 アラブ首長国連邦向け牛肉輸出に関する情報
 - ・日本産農林水産物・食品の現地販売 UAE
 - ・宗教法人イスラミックセンター・ジャパン
 - ・宗教法人日本イスラーム文化センター

關係機關

World Halal Food Council (WHFC)

參考資料・情報

宗教法人イスラミックセンタージャパン：

ハラール認証ガイド（2012年11月改版）

(調査時点: 2014/03)

以上出所：「貿易・投資相談Q & A」『ジェトロ海外ビジネス情報』(<http://www.jetro.go.jp/world/qa/>) より転載

なお、上記に記載の各国の認証機関および日本での認証団体等のウェブサイトおよび概要は以下のとおりです。

〈マレーシア〉

- マレーシア 輸入国ハラール認証機関
<http://www.halal.gov.my/v3/images/stories/pdf/badanislam/cb120614.pdf>
(各国のハラール認証団体の一覧表)
P11に以下の日本の2団体について記載
 - 宗教法人日本ムスリム協会
(Japan Muslim Association : JMA)
<http://jmaweb.net/>
日本における最初のムスリム（イスラーム教徒）団体として、1952年に設立、1968年6月に宗教法人として認可・登録された宗教団体。
東京都渋谷区代々木2-26-5 バロール代々木1004号
Tel : 03-3370-3476
 - NPO法人日本ハラール協会
<http://www.jhalal.com/>
NPO法人日本ハラール協会は日本国においてマレーシア政府ハラール認証機関（JAKIM）、並びにシンガポール政府 Majlis Ugama Islam Singapura (MUIS) の承認を受けているハラール認証機関。
大阪市平野区西脇1丁目1番2号 ミヤコ三愛ビル
Fax : 06-6704-9505

〈インドネシア〉

- ・宗教法人日本ムスリム協会
(Japan Muslim Association : JMA)
上記〈マレーシア〉の当団体情報を参照ください。

- ・九州イスラミックカルチャーセンター
(福岡マスジド) (と畜のみ)
<http://www.fukuokamasjid.org/japanese/>
福岡県福岡市東区箱崎3丁目2-18
Tel : 092-641-7022
E-mail : information@fukuokamasjid.org

〈シンガポール〉

- ・宗教法人日本ムスリム協会
(Japan Muslim Association : JMA)
上記〈マレーシア〉の当団体情報を参照ください。
 - ・NPO法人日本ハラール協会
上記〈マレーシア〉の当団体情報を参照ください。
 - ・NPO法人日本アジアハラール協会
<http://web.nipponasia-halal.org/>
シンガポールのMUISにハラール認証機関として認定。
ハラール認証に関しては、食品をはじめ、各分野に精通したイスラム宗教の有識者（専門家）が、監査員として対応。
※MUIS (Majlis Ugama Islam Singapura) はシンガポールの最高イスラム宗教法人、シンガポール国内のハラール認定機関
千葉県千葉市花見川区幕張本郷2-18-1-202
Tel : 03-5413-8418

〈アラブ首長国連邦 UAE〉

- ・アラブ首長国連邦向け牛肉輸出に関する情報
http://www.maff.go.jp/j/chikusan/shokuniku/lin/l_yusyutu/index.html（農林水産省HP）
 - ・日本産農林水産物・食品の現地販売 UAE
http://www.maff.go.jp/j/export/e_enkatu/manual_2006/pdf/uae_08.pdf
日本産品のUAEにおける販売課題についてまとめた資料でハラール認証機関に関する記載がある。
 - ・宗教法人イスラミックセンター・ジャパン
<http://islamcenter.or.jp/services/halal-certificate/>
「ハラール認証ガイド（2012年11月改版）」が掲載されています。
東京都世田谷区大原1-16-11
Tel : 03-3460-6169
 - ・宗教法人日本イスラーム文化センター
<http://www.islam.or.jp/>
東京都豊島区南大塚3-42-7
Tel : 03-3971-5631

(注) 上記の各団体、機関等の概要については、各団体のウェブサイト情報を記載しています。
(まとめ:合田謙司/愛媛県産業貿易振興協会)

※ 詳細につきましては、当協会またはジェトロ・愛媛
産業国際化センター（Tel：089-952-6055）までご
連絡ください。

第24回通常総会と講演会の開催報告

愛媛県産業貿易振興協会

去る6月11日(水)、愛媛国際貿易センター(アイテムえひめ)において、当協会の第24回通常総会を開催いたしました。

今回が公益社団法人として3回目の通常総会でしたが、当日は、まず森田会長よりご出席の会員の方々への挨拶の後、愛媛県知事中村時広様の代理としてご出席の愛媛県経済労働部管理局長玉田光彦様ならびに松山市長野志克仁様の代理としてご出席の松山市産業経済部企画官田中教夫様より、ご来賓の祝辞をいただきました。

その後、本総会は当協会の正会員215名のうちご本人または代理人によるご出席が76名、委任状によるご出席が123名と、過半数のご出席をいただき、有効に成立することを確認・報告の後、森田会長が議長となり、議事に入りました。

議案および報告事項は以下のとおりでしたが、議案について審議・承認をいただき、各報告事項についても特段の疑義等もなく、総会は滞りなく終了しました。

〈議案〉

第1号議案 平成25年度決算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録の承認の件

〈報告事項〉

- 報告事項① 平成25年度事業報告について
- 報告事項② 平成26年度事業計画について
- 報告事項③ 平成26年度取支予算について



通常総会の議事進行



通常総会ご出席会員の方々



来賓のご祝辞と代表理事

最後に、議長よりご出席の方々に対して円滑な議事進行へのご協力に対してお礼を申し上げた後、本総会を閉会いたしました。

また、当日は、通常総会に引き続いて、恒例の講演会を開催しました。

今回の講演会は、今治に本拠を置く地元企業として、日本国内はもとより広く海外にも拠点網を拡大して世界規模で活動されている日本食研ホールディングス株式会社代表取締役会長の大沢一彦様に『日本食研の海外ビジネスで経験したこと』と題して、ご講演いただきました。

ご講演では、日本食研グループの概要に関するご説明に続いて、海外戦略と海外拠点ネットワーク構築について時間の流れにしたがってお話しいただきました。



日本食研グループ大沢会長による講演

日本食研グループは、現在14社で構成されており、事業所は日本国内に219カ所、海外8カ国・地域に25カ所の計244カ所となっています。

また、工場は国内5カ所、海外3カ所（タイ、中国、アメリカ）の計8カ所とのことです。

特に興味深かったのは、創業に関するもので、当初は大沢会長お一人でのスタートから、その後5カ月後に1名採用、さらに4カ月後に2名採用して、本格的に事業を開始されたそうです。この“小さく産んで、大きく育てる”ということは、日本食研グループの海外戦略にも通じるところがある、とのことでした。

日本食研グループの具体的な海外戦略開始は、創業後10年半が経過した頃で、きっかけは愛媛大学からの



講演会会場の様子

台湾人留学生を1名採用したところから始まるそうです。その後3名の台湾人を追加採用して、愛媛と大阪で3年10ヶ月間実務経験を積んだ後、1986年に台北支店を開設しました。

ちなみに、この台北支店は2年後には黒字化したそうです。

また、同年にドイツのヴィットマン社との業務提携に伴う修行のための社員派遣、1988年には米ロサンゼルス支店開設、翌1989年のグアム保養所の設置（海外戦略のための社員研修に活用）およびドイツデュッセルドルフ事務所の設立など欧米での海外展開が続いています。

日本食研グループの海外拠点ネットワーク

アジアでは、1991年の香港事務所設立（2002年5月に支店に昇格）後、1996年には青島事務所、2001年に大連事務所、2002年に上海事務所を設置して中国内にも事業展開を進めています。また、この間に中国での将来の事業展開を見込んで青島大学や大連東北財経大学に12名を留学生として派遣しています。

さらに、タイでは現地大手食品メーカーと当社としては初めての本格的な業務提携を行い、工場を設立して当社製品の製造を始めています。

その後、2006年に米国に独資現地法人米国ニッポン食研株式会社、2007年には中国での独資現地法人蘇州食研食品有限公司、2008年には台湾での独資現地法人台灣食研食品股份有限公司と続けて現地法人を設置し、2008年には中国の蘇州食研食品有限公司本社工場が稼動開始するなど、さらに踏み込んだ海外展開を迅速に進められています。

日本食研グループの海外展開については、当初1980年代の欧米からアジアへの展開など着実な事業拡大の後、2006年以降、現地法人設立や海外での生産開始等、展開がより深く、より迅速になっていくように感じました。

このような、日本食研グループの海外展開に関する講演の中で、中国での現地法人設立の際には58種類におよぶ許認可が必要だったこと、また某国では、検査当局から賄賂を要求され、対応に苦労されたこと（これについては、差し障りがあるため、詳細はお話しいただけませんでしたが）、実際に事業のパートナーとなったタイや中国人の事業家のこと、中国での反日暴動のこと、日本が東日本大震災に見舞われた時の中国人の親切な対応のこと、欧米よりも香港や台湾、シンガポールの方が収益性の高いビジネスが見込めるなど実際のご経験に即した話を聞くことができました。

また、その他の外国にまつわる面白い話のほか、大沢会長ご自身の海外事業展開における秘訣や中国で経営に携わられた元蘇州食研食品有限公司社長の秘訣などもお話しいただきましたが、これについては聴講された方の特典ということで、本稿での記載は控えさせていただきたいと思います。

(注) 本稿に掲載している記念講演会の講演内容に関する記述は、聴講に基づいて当協会が作成したものであり、文責は当協会にあります。

日本食研グループ海外拠点年表一覧（年度順）

年 月	沿 革			年 月	沿 革		
1986年	2月	台湾	台北支店開設	2009年	2月	中国	蘇州食研食品有限公司 91万6,206米ドル増資 (資本金491万6,206米ドル (5億円))
	5月	ドイツ	ヴィットマン社(ドイツ国ミュンヘン)とハム・ソーセージ製造の技術提携、社員2人が2年間修行		4月	韓国	ソウル支店開設
1988年	2月	米国	ロサンゼルス支店開設		8月	中国	北京事務所開設
1989年	4月	米国	グアム島保養所所有 (~2010年4月まで18年間保有)	2011年	4月	シンガポール	シンガポール支店開設
	6月	ドイツ	デュッセルドルフ事務所開設 (2012年5月デュッセルドルフ支店に昇格)		4月	米国	サンフランシスコ営業所開設
1991年	6月	中国	香港事務所開設 (2002年5月香港支店に昇格)	2011年	6月	米国	米国ニッポン食研新本社工場の土地購入 (57,506m ² (17,426坪))
1996年	9月	中国	青島事務所開設		6月	世界	中国 大連事務所を蘇州食研食品有限公司大連営業所へ変更 日本食研商品が輸出された国の数56力国 (北米2力国、中南米3力国、オセアニア3力国、アジア15力国、中東5力国、ヨーロッパ25力国、旧ソ連2力国、アフリカ1力国)
	3月	タイ	タイ王国の大手食品メーカーと技術提携し、日本食研専用の調味料を製造開始 (生産委託工場)	2012年	10月	中国	北京事務所を蘇州食研食品有限公司北京営業所へ変更
2001年	9月	中国	大連事務所開設 (青島事務所より新築移転)		11月	中国	上海事務所を蘇州食研食品有限公司上海営業所へ変更
	10月	中国	上海事務所開設	2012年	2月	米国	米国ニッポン食研本社工場起工式 (2月9日)
2003年	7月	タイ	バンコク事務所開設		3月	米国	米国ニッポン食研株式会社200万米ドル増資 (資本金300万米ドル (2億9,000万円))
	9月	米国	米国ニッポン食研株式会社を独資現地法人会社として設立 (資本金100万米ドル (1億1,700万円))	2013年	6月	米国	米国ニッポン食研株式会社400万米ドル増資 (資本金700万米ドル (6億円))
2006年	10月	米国	ニューヨーク営業所開設		10月	米国	シカゴ営業所開設
	1月	中国	蘇州食研食品有限公司を独資現地法人会社として設立 (資本金400万米ドル (4億8,000万円))	2013年	2月	米国	ヒューストン営業所開設
2007年	11月	中国	蘇州食研食品有限公司本社工場起工式		4月	米国	ウェストサクラメント営業所開設
	4月	台湾	台灣食研食品股份有限公司を独資現地法人会社として設立 (資本金1,000万台湾元 (3,400万円))		6月	米国	米国ニッポン食研株式会社本社工場稼動
2008年	5月	イギリス	ロンドン事務所開設 (2012年5月ロンドン支店に昇格)		8月	米国	米国ニッポン食研株式会社本社工場落成祝賀会 (8月26日)
	9月	台湾	高雄営業所開設		9月	台湾	台中営業所開設
	10月	中国	蘇州食研食品有限公司本社工場稼動		11月	中国	蘇州営業所開設
	11月	中国	蘇州営業所開設	2014年	8月	中国	蘇州食研食品有限公司 広州営業所開設予定

発行

EIBA 公益社団法人 愛媛県産業貿易振興協会

内容についてご意見、ご質問があれば、下記までお問い合わせ下さい。

〒791-8057 松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ3階
TEL 089-953-3313 FAX 089-953-3883

ホームページ : <http://www.ehime-sanbokyo.jp>

メールアドレス : eibassn@smile.ocn.ne.jp

印刷 : セキ株式会社

〒790-8686 松山市湊町7丁目7-1

TEL 089-945-0111 FAX 089-932-0860